

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部 景観みどり課

番号 7

許認可等の内容		保存樹林の指定
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第16条第1項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市保存樹林指定要綱第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第2条 条例第16条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定による都市計画区域内に存し、かつ都市計画法第7条の規定による市街化区域内に存する樹林であること。</p> <p>(2) 樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれている樹林であること。</p> <p>(3) 樹林の面積が一体で300平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等が所有していない樹林であること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成29年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日
	設定等年月日	平成9年10月1日設定( 年 月 日最終変更)